

○第100回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成25年12月13日（金）15：00～17：00

議事概要：

（1）農薬（ダイアジノン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、かんしょ、ばれいしょ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の暫定基準が設定されています。

（2）農薬（イマザピック）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.27 mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、大豆へのインポートトレランス申請がされています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（3）農薬（ピリミカーブ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、日本国内における農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（4）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

①ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺線虫剤・殺菌剤・殺虫剤・除草剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、だいこん（つまみ菜、間引き菜）への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

②スルホキサフロル

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、今回、だいこん、キャベツ等への新規登録申請及び小麦、いちご等へのインポートトレランス申請がされています。